

第

2

章

ペットフードに関する知識

ジビエペットフード原料に関して解説する前段として、ペットフードに関する一般的知識やジビエペットフードの現状と注意点について解説します。

1 変化する消費者(飼い主)の意識

■ ペットフードの歴史

世界最初の工業的レベルのペットフードとして紹介されることが多いものに、1860年にイギリスで事業化された犬用のビスケットがあります。そのうち、アメリカを中心にペットフード産業が発展し、1922年には缶詰ドッグフード、1927年にはドライドッグフードが誕生しました。1950年代になると、ドッグフードが大量生産されるようになり、ペットフード産業が確固とした地位を築きました。

ドッグフードにだいぶ遅れて、キャットフードの開発も行われるようになりました。初期のキャットフードとして、缶詰工場で作られる魚肉残渣を利用した1950年代の製品が知られています。しかし、猫の栄養生理的な特性が明らかにされるまでは、ドッグフードをそのままキャットフードに転用するものが多くありました。1960年代に入ると、猫にとって必須なタウリンを強化するなど、猫用に特化したペットフードが登場するようになりました。

一方日本では、ペットフードがイギリスで誕生してからちょうど100年後の1960年代になって、ようやく工業的規模での製造が始まりました。それまでは、日本での犬や猫の餌は、人の食べ残し(残飯)が主体で、数少ない飼い主が輸入ペットフードを利用するという状況でした。

1860年	イギリスで最初のドッグフード事業化
1922年	アメリカで缶詰ドッグフード発売
1927年	アメリカでドライドッグフード発売
1950年代	アメリカで猫用缶詰発売
1960年	日本で国産初のドッグフード発売
1973年	日本で動物愛護管理法が制定
2009年	日本でペットフード安全法が施行



■ 残飯からの脱却、ニーズの多様化

日本では1970年代頃までは、いわゆる「ねこまんま」や「犬飯」と呼ばれるものが、犬や猫に与えられることが多かったようです。しかし、これらは栄養学的には非常に貧弱な食餌であったと言えるでしょう。米飯に味噌汁をかけただけの「ねこまんま」は、肉食動物を起源とする犬や猫にとって重要なたんぱく質が乏しく、必要性の低い炭水化物が主体となっています。また、タウリンなどの必須栄養成分が欠け、塩分が高いという問題もありました。さらに、人の残飯には、ネギ中毒を起こす可能性があるネギ類など犬や猫に与えるべきではないものも含まれています。

初期のペットフードは、犬や猫の健康を維持できるような栄養的にバランスのとれた製品（総合栄養食）の開発に主眼が置かれていました。その後、「より健康的」とか、「より美味しい」といった付加価値の高いペットフードが求められるようになりました。近年のペットフード業界における開発戦略は、**多様な消費者（飼い主）のニーズに対応**するようになっていきます。小型犬化、高齢化、室内飼育といった状況が進む中、付加価値の高い製品の開発が行われています。おやつなどコミュニケーションツールとしてのペットフードも、大きく市場を拡大しています。



おやつでコミュニケーション



飼い主の手作りフード



Pet 博2023横浜の来場者

イマドキのペットとの暮らし方

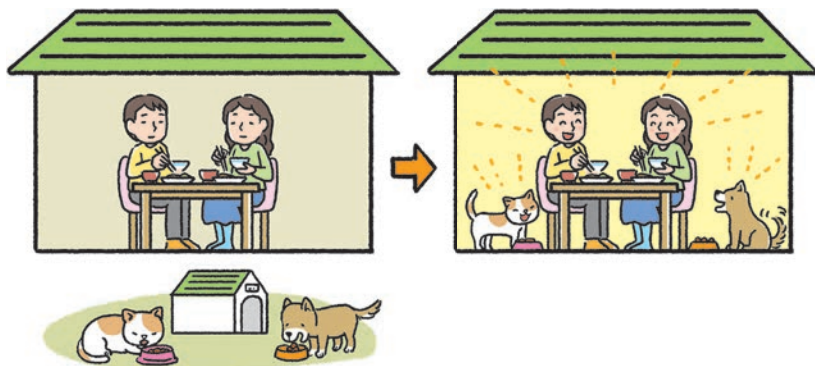
犬や猫を室内で飼育する家庭は9割を超えており、昔ながらの家の外に置いた犬小屋で飼育するという家庭は少数派となりました（ペットフード協会「令和4年全国犬猫飼育実態調査」より）。

さらに、ペットの飼育により、生活の癒しや安らぎ、愛情をかけて世話をする対象を求めている飼い主が多く、**家族のように大切な存在**であると考えている方が多いようです。

● ジビエペットフードに関する飼育者のコメント

- ・犬はわが子であり、よりよい食事を与えたいのでジビエペットフードを選んでいる。
- ・食べると元気になったと感じているが、野生のものなのでどのような肉なのか心配。
- ・自分が安心できる施設が作っているフードを買っている。ペットフードはお店やネットに沢山あるが、どれが安全でどれがそうでないかが分からない。
- ・ペットは話すことができないので、家族が責任を持って、安心・安全なものを食べさせてあげたい。

※ Pet 博2023横浜で当協議会が実施したアンケート結果より（一部抜粋）。



② ペットフード安全法ってどんな法律？

■ 法整備への経緯

ペットを取り巻く環境は、日本で工業製品としてペットフードが誕生した1960年当時とは、大きく異なるようになりました。「家族の一員」となった犬や猫たちが食するペットフードの安全性に対する関心も大きく高まりました。

2007年3月に、アメリカで中国産植物性たんぱく質を用いて製造されたペットフードが原因となる犬や猫の大規模な健康被害が発生しました。これは、植物性たんぱく質へのメラミン（プラスチック原料）の混入により起きました。日本でも、同じころに有害物質で汚染されたペットフードのリコールなどの問題が起きました。



このような状況を背景として、2007年8月に農林水産省と環境省が合同で、有識者による「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置しました。ここでは、ペットフードの安全性は既存の法令では確保できないため、新たな法規制が必要と提言されました。これを受けて、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が制定されました。この法律が「ペットフード安全法」と呼ばれるもので、2008年に公布、2009年に施行されました。

■ ペットフード安全法の概要

ペットフード安全法により、国はペットフードの基準や規格を設定することができるようになり、有害な物質を含むペットフードの製造や販売の防止が可能となった意義は、非常に大きいでしょう。以下に、この法律のポイントをあげます。

- ・定められた規格・方法に合致しない場合の製造等の禁止措置
- ・名称、原材料名、賞味期限、事業者名・住所、原産国名の表示義務
- ・ペットフードの輸入業者および製造業者の届出義務
- ・業者による輸入、製造、販売の記録（帳簿）義務
- ・有害物質の混入等に対する必要な措置（製造禁止、廃棄等）命令
- ・行政による製造業者からの報告徴収や立入検査等の実施

〈成分規格〉

※基準値は水分量を10%として設定されたもの。

分類	物質等	定める量 (μg/g)
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量) 犬用にあたっては、エトキシキン75以下
	亜硝酸ナトリウム	100
農薬	グリホサート	15
	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
汚染物質*	アフラトキシン B1	0.02
	デオキシニバレノール	2 (犬用)、1 (猫用)
	カドミウム	1
	鉛	3
	無機砒素	2
	BHC	0.01
	DDT	0.1
	アルドリン・ディルドリン	0.01
	エンドリン	0.01
ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01	
その他	メラミン	2.5

ジビエでは特に注意!

※汚染物質：環境中に存する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。

〈製造方法基準〉

分類	物質名	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ発育しえる微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。
原料全般	その他有害物質等	有害な物質を含み、もしくは病原微生物により汚染され、またはこれらの疑いがある原材料を用いてはならない。
添加物	プロピレングリコール	猫用に用いてはならない。

ジビエだからこそ要注意!

〈表示基準〉

「ペットフード安全法」に基づく表示

- ①名称 ②賞味期限 ③原材料名
④原産国名 ⑤事業者名・住所

「ペットフード安全法」以外の表示

- ・用途 ・与え方 ・内容量 ・成分
「ペットフードの表示に関する公正競争規約」より



- 名称：犬用〇〇ペットフード
- 原材料名：穀類（トウモロコシ、小麦）、肉類（ビーフ、チキン）、野菜類（ほうれん草、にんじん）、ミネラル類（P、Ca）、ビタミン類（A、B、C）、酸化防止剤（ミックストコフェロール）
- 原産国：日本
- 製造者：ABCペットフード（株）
〒000-0000〇〇県〇〇市〇〇町1-1
- 賞味期限：2023年3月

- 成犬用総合栄養食
- 内容量：3kg
- 与え方：成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
- 成分：粗タンパク質18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

※賞味期限は、科学的、合理的根拠（自社あるいは外部機関による保存試験等）に基づき設定する必要があります。



ペットフード表示の注意点

大切な家族であるペットの健康を気遣い、栄養面など、付加価値の高いペットフードに対するニーズが高まっています。われわれ人間が摂取する食品では、機能性食品が法的に定められており、特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品の表示をした商品がありますが、ペットフードに関しては現状、そのような仕組みはありません。

ペットフードの容器や包装、Web等の広告等において、ペットフードの表記、説明を行う場合、「〇〇病に効く」、「美しい毛艶を約束します」等のように改善を謳うと、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」に抵触する表記となることがあります。ペットフード公正取引協議会が作成したガイドライン等を参考に、適切な表現でペットフードの表示を行っていくことが必要です。

(参考)

ペットフードにおける薬事表現に関するガイドライン（ペットフード公正取引協議会）
<https://pffta.org/hyouji/guidelines.html>

➡ ペットフードに記載する表記について「医薬品医療機器等法」に抵触するかどうかを解説している。

例)

× 不適切表示例：関節を丈夫にする。美しい毛艶を約束します。毛並みを守ります。

○ 適切表示例：健康維持により美しい毛並みを保ちます。健康な関節を維持します。



3

現在流通しているジビエペットフードの形状

飼い主のペットフードに対するニーズの多様化等により、様々な形状のペットフードが製造されるようになり、ペットショップやインターネット上の販売店にて多種多様な商品を見かけるようになりました。



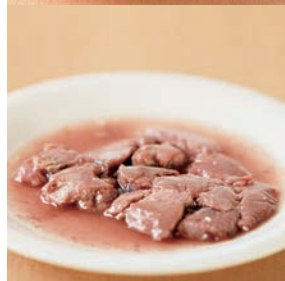
■ ドライフード（総合栄養食）

毎日の食事に適した総合栄養食。
一般にエクストルーダーという大型の加熱・加圧押出機で製造され、120℃などで加熱される。
機械の構造上、粉ミールしか使用できないメーカーもある。海外製造も多い。
※中、小型の機械で製造する場合、120℃より低い温度帯での加熱となる場合もある。



■ ジャーキー

ペットとのコミュニケーション等に使用する間食（おやつ）の一つ。
肉そのものを加熱乾燥させるシンプルな加工方法のため、ジビエペットフードでよく見かけるのはジャーキーである。加工すると乾燥前の生肉から1/5程度に重量が減るのでお得感を出すのが難しい。



■ ウェットフード（水煮）

ドライフードのトッピングや、そのまま給餌する。肉と野菜を合わせて煮たものもある。高齢のペットなど、噛む力が弱い個体に適している。
レトルト食品と同様に120℃以上で加熱し製造する製品もある。
加熱後も肉の重量が減らないため、お得感を出しやすい。肉の形を残して高級感を演出できる。



■ 生肉（手作りフード用）

飼い主が自宅で調理し給餌するための材料（生肉）。
必ず加熱して給仕する。また、製造業者や販売業者は加熱用であることを表示する。

※食肉の営業許可がある場合でも、ペット用に販売する場合はペットフード安全法による届出が必要
です。「第3章 ペットフード原料の解体処理のポイント」(P.25) もご参照ください。



加工の加熱強度の違いに注意しよう

先述のとおり、ペットフードの種類によって、加熱温度や加熱時間が異なるため、「**ペットフード原料を加熱してペットフードを製造するのだから、どんな肉でもよいだろう**」と考えて作業をしていると、加熱強度が低めのペットフードを製造した場合、最終製品に食中毒菌などが残ってしまう可能性があります。また「芽胞」をつくり、100℃程度の加熱では死滅しない細菌もいます。加えて、加熱後の製品に未加熱の原料や中間製品が混入したり、作業による汚染がないように、注意が必要です。

また、近年は「手作りフード」として、飼い主が自宅で生肉や野菜を調理し、犬や猫に与えるケースも増えています。そうすると、ジビエのペット用生肉が各家庭のまな板に乗ることになります。不衛生なペットフード用のジビエが流通してしまうと、キッチンで十分加熱できなかった場合にはペットの健康被害が発生し、更には同じまな板で料理をしてしまうと、家族（人間）への健康被害が及ぶ可能性があります。

よって、「ペットフードならどんな肉でもよい」という考え方ではなく、どのような過程で、**どのような加熱・加工がされる原料なのか、という視点での衛生管理が必要**になります。

ジビエではないものの、国内工場加工された鶏ささみのジャーキーからサルモネラが検出され、（因果関係は不明であるものの）その製品を給餌された犬猫複数頭が嘔吐、下痢、血便、死亡等の症状を呈した事故が発生しました。

(http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/r1_1178.html)

ペットで飼育される犬の小型化や、ペットの高齢化が進んでいる昨今、ペットフードの衛生管理は必須となります。

「第3章 ペットフード原料の解体処理のポイント」(P25) もご参照ください。



自宅で生肉や野菜を調理し手作りフードを与えるケースも増えている



「家畜の肉を用いたペットフードにおいても衛生管理の徹底が求められている（農林水産省 HP より）」

4

メーカーが求める原料

当協議会が実施した全国のペットフードメーカーへのヒアリングの結果、ジビエペットフード原料に求める品質として「食肉と同じ品質」と回答するメーカーが多数見られました。

ペットフード工場は加工に特化した施設が多く、その場で肉のよし悪しを分別する工程が取れず、肉も機械に合わせて一定のサイズに成形した状態で納品されることが多くあります。そのため、ジビエペットフード原料についても、そのような既存の食肉（鶏、豚、牛等）の形状や品質と同等の状態が求められます。

〈ヒアリング結果から〉 ペットフードメーカーの声（一部抜粋）

- ・クレームに繋がるため、毛や骨の混入は絶対に不可。毛が入っているものは食品のレベルとみなされず、当社製品の原料として取扱うことができない。
- ・処理施設を訪問し、不衛生だと感じた所とは取引できない。
- ・業者によっては山で解体したものをペットフード原料として販売している事がある。食中毒を防ぐためにも対策を考えて欲しい。



「ヒューマングレード」って何？

ペットフードに関する取引の中で「ヒューマングレード」という言葉が多く使われています。人の食用と同等という印象を受けますが、定義は無く、売り手や買い手、消費者など、使う人の立場で意味が変わることも多いため、打合せをしていく中で注意が必要です。

〈ヒューマングレードと表現している例〉

- ・食品と同じ原料、製造ラインで、ペット用に味付けをしていないもの。
- ・食品の製造過程で発生する端材を使ったもの。食品の売れ残りを利用したもの。
- ・保健所の許可を得た施設で製造しているもの。
- ・粉ミール肉を使用せず、生肉から作っているもの。



5 メーカーとの取引事例(ロット、カット方法など)

ジビエペットフード原料をペットフードメーカーと取引する場合、そのメーカーの加工方法（機械の仕様）や、商品のコンセプト等により、求められる肉の形状や量、単価が異なってきます。そのため、個別にしっかりと打合せを行う必要があります。

当協議会が実施したペットフードメーカーへのヒアリングの結果、**大ロット（毎月トン単位）**や**小ロット（数百 kg、単発）**での取引事例があるようでした。各ジビエ処理施設の供給可能量や原料の形状、単価等についてメーカーと打合せをし、条件が一致すれば取引していくことが可能です。

■ ペットフードメーカーとジビエ処理施設の打合せの例

※一部の打合せ例ですので、全メーカーの希望ではありません。

① ジャーキー用の肉

- ・ どの部位（ロース、モモ等）が分かるように分けて冷凍し、納品。
- ・ 脂を除去した赤身肉だけを5～10キ口程度で袋に入れて冷凍し、納品。

② ミンチ原料

- ・ 解凍しやすいよう「のし餅」の形にしてトリミング端材を冷凍し、納品。
- ・ （ペットフードメーカーが）ミンチ機を持たないため、ミンチ状態で納品。

③ 煮込み材料用

- ・ 指定のサイズにカットした状態で冷凍し、納品。

④ 共通

- ・ 出荷時、金属探知機にかける。
- ・ 脂は除去してほしい。脂が付いたまま納品されるとその分取れ高が減るため、単価を下げる必要が出てくる。
- ・ 冷凍焼けを防ぎ原材料の賞味期限を延ばすため、肉を入れる袋に関しては真空包装が望ましい。また、半解凍状態で中身を取り出す際に袋の一部を肉が噛んでしまい、袋がちぎれ異物混入に繋がる事を防ぐためにも有効。
- ・ 袋の色（青系指定が多い）、素材（冷凍食品用、耐水、耐寒性能が高いフィルム等）についても指定がある場合がある。



■ ペットフードメーカーの声（ヒアリング結果より）

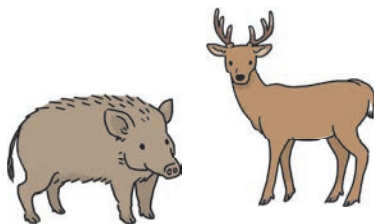
当協議会で行ったペットフードメーカーへのヒアリング結果より、ジビエペットフードの原料に対して、**品質・量の安定供給**、**低価格**という要望が多く寄せられました。

一方、野生動物を捕獲し、各地域にある小規模なジビエ処理施設が解体を行うことで製造されているジビエは、「安定」を実現することが難しい部分があります。

ペットフードメーカーの要望に合わせていくか、ジビエの現状に合わせたペットフードづくりを企画してもらうか、調整が必要になります。

〈ヒアリング結果から〉ペットフードメーカーの声（一部抜粋）

- ・（現状でジビエは使用していないが）ジビエを使う場合、とりあえず毎月200kg位で考えたい。鶏肉がキロ300~400円のため、この価格に近づいてもらうことが理想。（大手メーカー）
- ・量（十分な量が集まるか）、安定供給、品質の課題により、現状ではジビエを取り扱うことが出来ない。（大手メーカー）
- ・需要はあるが安定供給が難しい。原料が足りず、欠品してしまっている製品もある。（中小メーカー）
- ・原料不足なのでいくらでもほしい状況。（中小メーカー）
- ・ペットフードでシカ肉が流行しており、10年程前はキロ300円で仕入れられていたが、最近では1,000~1,500円位まで値上がりしてきている。



野生動物がいつ何頭捕獲できるかは誰にも分かりません。

6 ジビエペットフードの取組事例

■ 事例① 品質にこだわるペットフードメーカーとのコラボ（京都府京丹波町）

国産ジビエ認証の第一号認証施設であり、ジビエの衛生・品質を追求した取組を実施している㈱アートキューブでは、食肉は「鹿肉のかきうち」のブランドで有名レストランや百貨店へ販売し、ペットフードは「京丹波自然工房」のブランドで愛犬家へ販売しています。

ジビエペットフード専門店である「京丹波自然工房」では、当初から自社工場にてジャーキーを製造していましたが、愛犬の毎日の食事にも役立ちたいとの考えから、おやつだけでなく「ごはん」（ドライフード）の製造を目標にしています。

㈱アートキューブの長年にわたるジビエペットフードに関する普及、販売の取組の成果もあり、㈱Biペットランドが販売するドライフード「スマイリー」とのコラボ商品を開発するに至り、チキン、ポーク、マグロ等に並んでシカ肉のフードが販売されました。スマイリーシリーズは、国産素材100%、無添加、ノンオイルコーティング等、多くのこだわりをもって作られているドライフードです。

スマイリーシリーズの製造工場は、主には食品工場で、新たにペットフードの加工も始めた工場であり、持ち込むジビエの衛生基準や品質も高いレベルが求められました。長年、ジビエの安心・安全に取組んできた㈱アートキューブだからこそ、製品化に繋がった事例と言えます。



ノンオイルコーティングの
鹿肉ドライフード

■ 事例② 素材の特徴に合わせて無駄なく活用（静岡県伊豆市）

静岡県伊豆市にある「DEER BASE izu しかまる」は、捕獲されたシカが廃棄されている状況に心を痛め、ジビエペットフードの活用に取り組むことで、安心・安全なペットフードを提供するとともに、無駄となる個体を減らすことを目的に設立されました。

自社工場においてジャーキーに加工しており、肉はもちろん、肺や心臓、肝臓など、多種多様なジビエペットフードを製造、販売しています。多様な部位を加工することで解体残さを最小限にすることができ、運営コストの削減に繋がっています。また、ジャーキーに加工することで常温保存が可能となり、在庫の肉を冷凍保存しておく必要が無くなるため、電気代等のランニングコストの削減に繋がっています。

販売はネットショップとともに、工場併設の直売店でも積極的に実施しており、伊豆へのドライブがてら立ち寄る飼い主やペット達とのコミュニケーションを楽しみながら、相手に適した商品を提案し販売しています。例えば、シカの肺をジャーキーにするとスカスカの構造で栄養が少ないため、「ダイエット中のワンちゃんに良いですよ」など、素材の特徴を説明しながら、消費者に分かりやすく販売しています。直売店では犬用の温泉やドッグランも用意しており、ドッグランで犬が楽しんでいる間にゆっくり買い物ができるのが好評です。



多種多様なジャーキー



自然豊かな場所にある直売店